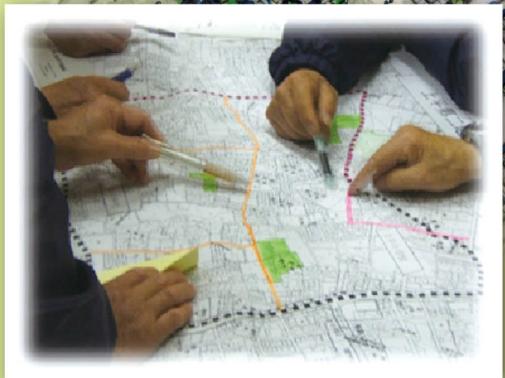


地区計画ですすめる住民主体のまちづくり

# 上平第二地区 地区計画



上 尾 市

KAMIHIRADAINI



## 上平第二地区の街づくりのあゆみ

上平第二地区地区計画の区域は、大字上、大字久保、大字西門前及び大字南の各一部です。

上平第二地区は戸建て住宅地を主体として山林や農地の点在する良好な環境を有する地区ですが、近年は小規模な開発が不規則に行われ、住環境に変化が見られます。また、地区内には骨格となる6m超の幅員を持つ道路が少ないほか、狭い道路も存在するなど都市基盤が不十分な面もあり、防災上の課題となっていました。そのほか下水道整備や、ごみ置き場の設置についての要望も多く挙げられていました。

これらの課題を検討・解決するため、平成18年に地域住民が主体となり「上平第二地区まちづくり委員会」が発足、平成22年には上尾市街づくり推進条例に基づく組織である「上平第二地区街づくり協議会」へと移行した後、平成25年に住環境の向上を目的とした「上平第二地区街づくり計画」を策定しました。「上平第二地区街づくり計画」に基づき、住民、事業者、行政の三者協働による事業を進め、住みやすい上平第二地区に近づいていましたが、同計画には法的拘束力がなく、計画内容の実現性や継続性が課題視されました。この問題を解決するため、「上平第二地区街づくり協議会」では、「街づくり計画」から「地区計画」へ移行することを決定し、その策定に向けて検討を行いました。上尾市は、地域住民の街に対する想いを受け止め、平成31年3月に上平第二地区的地区計画を決定したほか、用途地域の見直し、準防火地域の指定を行いました。

上平第二地区の街づくりは、これからも続いていきます。「誰もが安全・安心で快適に住み続けることのできる上平第二地区」をつくるために、皆さんのご協力をお願ひいたします。



## 上平第二地区の地区計画

○地区計画決定：平成31年3月29日（上尾市告示第85号）

○建築条例：平成31年3月29日（平成31年上尾市条例第12号）

地区計画による制限のうち、次のものについて建築条例化しています。

- ・建築物の用途の制限
- ・建築物の敷地面積の最低限度
- ・壁面の位置の制限

### 【目標】

1. 誰もが安全・安心で快適に住み続けることのできる街づくりを進める
2. 緑豊かで環境にも配慮した質の高い街並み形成を図る

### 【土地利用の方針】

1. 幹線道路沿道地区（A地区）  
都市計画道路上尾久喜線沿線については、沿道サービスと良好な住環境の共存を目指す
2. 低層住宅地区（B地区）  
安心・安全に住み続けることのできる、住環境と防災性を備えた住宅地の形成を目指す





## 地区計画に基づく官民協働による居住環境改善の方針

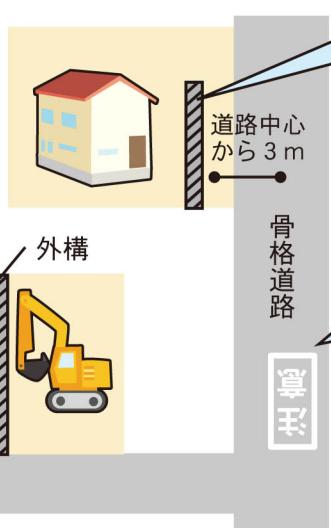
地区住民（宮の下、上新梨子、久保、西門前及び南の5事務区）が主体となり策定した「上平第二地区街づくり計画」の理念を継承し、地区計画の「その他、当該区域の整備、開発及び保全に関する方針」に次の事項を掲げ、住民、行政、事業者の三者協働による街づくりを推進することとしています。

1. 狹い道路の解消に取組む
2. 計画図に示す骨格道路については、各道路中心から3mの範囲内には可能な限り建築物や工作物を設置しないよう努め、官民協働で6mの有効幅員の確保を目指す
3. 安全・安心な歩行環境を確保するため、見通しが悪く危険な交差点については、隅切りのほか注意喚起の路面標示の整備に努める
4. 車両通行の支障となる電柱、電信柱及び道路反射鏡について、隣接する民地への移設を図る
5. 安全を確保するため、暗い道路への防犯灯の重点的な設置に取組む
6. ごみ置き場が不足しているため、ごみ置き場の計画的な新設、配置に努める
7. 潤いのある快適な住環境とすることを目指し、地区内の緑の維持、創出に努める

地区内における新築や建て替え、開発事業等を行う際は、上記事項にご配慮、ご協力を願いいたします。安全・安心で快適に住み続けることのできる街づくりの推進には皆様のご協力が必要です。

### 地区計画に基づく街づくりが進んだ地区（イメージ）

開発行為においてゴミ集積場を新設する場合には、周辺の既存住宅にお住まいの方も使用できるようにする



骨格道路に面する敷地においては、道路中心から3mの範囲内に工作物等を設置しない

見通しの悪い交差点には注意喚起標示がある

車両通行に支障となる電柱等は民地内に移設する

地区計画に基づいて一人ひとりができる事を積み重ねていくことで、地区の住環境が良くなっていくね。



※上記方針に掲げる事項はあくまでも協力依頼事項であり、地区計画に基づく建築制限ではありません。



# 都市計画に関する制度

**地区** …地区計画による制限がある項目 **条例** …建築条例化している項目

## ○建築物の用途の制限 **地区** **条例**

例 示	B 第一種低層住居専用地域	B 第二種低層住居専用地域	A 第二種住居地域
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿			
兼用住宅のうち店舗、事務所等の部分が一定規模以下のもの			
幼稚園、小学校、中学校、高等学校			
図書館等			
神社、寺院、教会等			
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等			
保育所等、公衆浴場、診療所			
巡査派出所、公衆電話所等			
大学、高等専門学校、専修学校等	■	■	
病院			
焼却施設を設置する店舗（ペット火葬場その他これに類するもの）	■	■	▨
遺体保管所その他これに類するもの	■	■	▨
エンバーミング施設その他これに類するもの	■	■	▨
老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	
床面積の合計が150m <sup>2</sup> 以内の一定の店舗、飲食店等	■	■	
床面積の合計が500m <sup>2</sup> 以内の一定の店舗、飲食店等	■	■	
上記以外の物品販売業を営む店舗、飲食店			▲
上記以外の事務所等			
ボーリング場、スケート場、水泳場等			▨
ホテル、旅館	■	■	▨
自動車教習所、床面積の合計が15m <sup>2</sup> を超える畜舎			
葬祭場			▨
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等			
カラオケボックス等			▨
2階以下かつ床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以下の自動車車庫	■	■	
倉庫業を営む倉庫、3階以上又は床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超える自動車車庫（一定規模以下の付属車庫等を除く）	■	■	■
劇場、映画館、演芸場、観覧場	■	■	
キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等	■	■	
作業場の床面積の合計が50m <sup>2</sup> 以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ないもの	■	■	
作業場の床面積の合計が150m <sup>2</sup> 以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれがやや多いもの	■	■	■
危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	■	■	
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設	■	■	
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設	■	■	■
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量がやや多い施設	■	■	
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が多い施設	■	■	

凡 例



建てられる用途

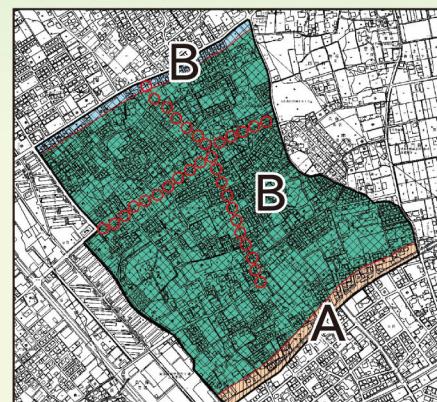
▲ 面積要件有

建てられない用途

地区計画により制限（建てられない用途）

（建築基準法第48条 同法別表第2による）

## < 地区区分図 >



A 第二種住居地域

B 第一種低層住居専用地域  
第二種低層住居専用地域

## \* 用途地域の種類と性格

用途地域は、市街化区域の土地利用の基本となるもので、それぞれの地域の特性に合わせて、お互いに守るべき最低限の土地利用規制を行うものです。主に建築物の用途や形態の規制がなされています。用途地域は13種類あり、各々の地域にふさわしいように、建築の用途や形態の制限を定めています。

種類	性格
第一種低層住居専用地域	低層住宅に係る良好な住居環境を保護するための地域
第二種低層住居専用地域	小規模な店舗の立地を認める低層住宅の専用地域
第一種中高層住居専用地域	中高層を含む住宅の環境保護のための地域
第二種中高層住居専用地域	必要な利便施設の立地を認める中高層を含む住宅の環境保護のための地域
第一種住居地域	大規模な店舗、事務所の立地を制限する住宅地のための地域
第二種住居地域	住宅地の環境を保護するための地域
準住居地域	自動車関連施設等と住宅が調和して立地する地域
田園住居地域	農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した良好な低層住宅地を保護する地域
近隣商業地域	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行つことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
商業地域	主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
準工業地域	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域
工業地域	主として工業の利便を増進するため定める地域
工業専用地域	工業の利便を増進するため定める地域



## ○建蔽率・容積率

「建蔽率」、「容積率」は、ともに敷地面積に対する建物の規模を規制するもので、用途地域ごとに限度が定められています。

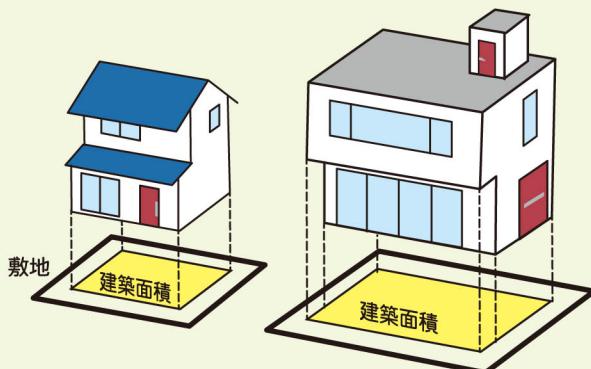
用途地域	建蔽率	容積率
第二種住居地域 (A地区)	60%	200%
第二種低層住居専用地域 (B地区)	60%	100%
第一種低層住居専用地域 (B地区)		

### \* 建蔽率による制限

建物の建築面積（いわゆる建坪です。）の敷地面積に対する割合（普通“%”で表します。）のことをいい、

$$\text{建蔽率} (\%) = \frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}} \times 100 \text{ と計算します。}$$

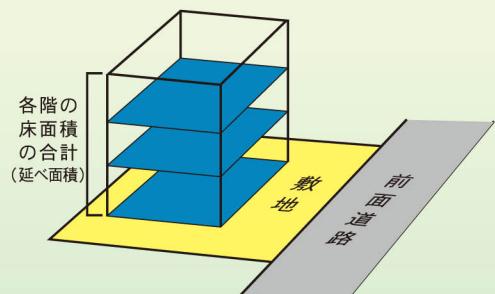
なお、1m以内のひさし、軒などは、建築面積には入りません。



### \* 容積率による制限

建物の各階の床面積の合計（延べ面積）の敷地面積に対する割合（普通“%”で表します。）のことをいい、

$$\text{容積率} (\%) = \frac{\text{延べ面積}}{\text{敷地面積}} \times 100 \text{ と計算します。}$$



## ○敷地面積の最低限度 地区 条例

建築物の新築や建替えにあたり土地を分割する場合、建物の建てづまりを防止するため、最低限必要な面積を定めるものです。

用途地域	敷地面積の最低限度
第二種住居地域 (A地区)	120m <sup>2</sup> (地区計画による制限)
第二種低層住居専用地域 (B地区)	
第一種低層住居専用地域 (B地区)	

ただし、下記に示す3項目については、この制限未満の面積であっても建物の敷地として認められます。

### ①既存の使用

地区計画の決定前にすでに建物の敷地として使用されている土地で上記の制限に満たないもので、そのままの状態で建て替え等を行う場合。

### ②既存の権利

地区計画の決定前に所有権、借地権等を有する土地で上記の制限に満たないもので、そのままの状態で新築、建て替え等を行う場合。

### ③公共分割

道路等の公共用地に分割した残りの土地が上記の制限に満たなくなる場合。

#### (参考) 敷地面積の制限の考え方

【敷地面積の最低限度 120m<sup>2</sup>】

<計画決定前>

100m<sup>2</sup>

→ 100m<sup>2</sup> ○

100m<sup>2</sup>

→ 60m<sup>2</sup> ×  
40m<sup>2</sup> ×

220m<sup>2</sup>

→ 120m<sup>2</sup> ○  
100m<sup>2</sup> ×

240m<sup>2</sup>

→ 120m<sup>2</sup> ○  
120m<sup>2</sup> ○

<計画決定後>

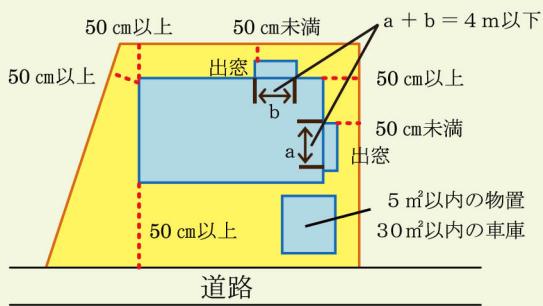
## ○壁面位置の制限 地区 条例

隣地及び道路との間に一定の空間を確保するため、隣地境界及び道路境界から建築物の外壁等の面を離す距離として、50cm以上を地区計画として定めました。

ただし、住宅に付属する物置や車庫等については、下記の基準で緩和措置があります。

### 【緩和基準】

1. 住宅に付属する物置その他これに類する建築物で、軒の高さが2.3m以下、かつ床面積の合計が5.0m<sup>2</sup>以内のもの
2. 住宅に付属する車庫または駐輪場の用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下、かつ床面積の合計が30m<sup>2</sup>以内のもの。
3. 出窓で、床面からの高さが30cm以上かつ奥行き45cm以下で、道路境界線及び隣地境界線までの距離が50cmに満たない部分の長さの合計が4m以下のもの。



## ○建築物等の形態又は意匠の制限 地区

### 建築物

外壁（これに代わる柱を含みます）や屋根の色彩は、原色の使用を避け、落ち着きのある色調とし、まちなみとの調和に十分に配慮したものとしてください。

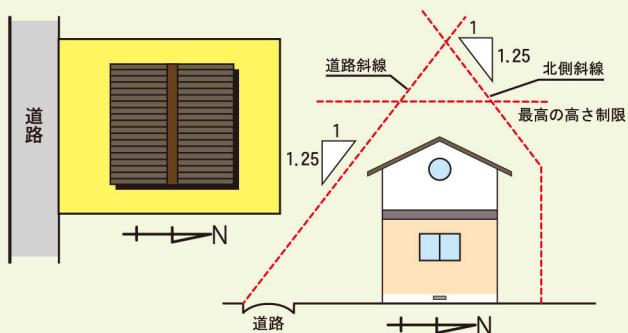
### 屋外広告物

美観を損なうような刺激的な色彩や装飾・表現を用いることを避け、地区の環境に調和したものとしてください。

## ○建築物の高さ関係の制限

道路面の通風や採光を確保し、隣地に与える日照、通風の影響を一定に抑えるために、表のように高さ関係の制限が定められています。

用 途 地 域	最 高 の 高 さ	道 路 斜 線	北 側 斜 線
第二種住居地域 (A地区)	——	——	——
第二種低層住居専用地域 (B地区)	10m	1:1.25	5m+ 1:1.25
第一種低層住居専用地域 (B地区)	10m	——	——



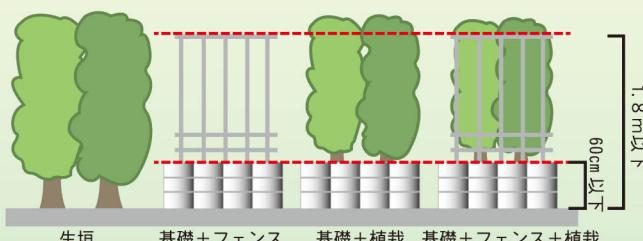
## ○垣、又は柵の制限 地区

大規模な地震等が起きた際、高い塀が道路に倒れると歩行者に危険が及ぶばかりでなく、避難や救助の道をふさぎ、被害を拡大させる恐れがあります。

また、道路側の塀は、地区の景観の質を高める大きな要素の一つとなっています。

そこで、道路に面する部分の垣・柵の整備イメージを、下記のように地区計画として定めました。これから新たに造るものについては、下記のいずれかにするようお願いします。

1. 生垣
2. 高さ60cm以下の基礎の上に透視可能なフェンス・柵を施したもの、または植栽を組み合わせたもので、高さが宅地地盤面から1.8m以下のもの





## 届出が必要な行為

地区計画区域で地区整備計画が定められている区域において、下記の行為を行おうとするものは、その行為に着手する30日前までに市長に地区計画区域内における行為の届出（以下「届出」という。）をすることが都市計画法において義務づけられています。

なお、上平第二地区では地区計画区域すべてに地区整備計画が定められていますので、届出は必ず必要となります。

- (1) 土地の区画形質の変更（都市計画法による開発許可を要する行為等を除く。）
- (2) 建築物の建築
- (3) 工作物の建設
- (4) 建築物等の用途変更（用途の制限又は用途別の建築物等に関する制限が定められている土地の区域に限る。）
- (5) 建築物等の形態又は意匠の変更（例：屋根や外壁の塗り替え、屋外広告物の色彩の変更等）

地区計画の届出が義務づけられる行為		当該地区で届出が義務づけられる行為	建築確認申請	備考
土地の区画形質の変更		○	×	
建築物の建築	新 築	○	○	
	改 築	○	○	
	増 築	○	○	
	移 転	○	○	
工作物の建設	新 築	○	○	
	改 築	○	○	
	増 築	○	○	
	移 転	○	○	
建築物の用途変更		○	○	
建築物の形態又は意匠の変更		○	×	
垣又は柵の設置		○	×	

地区により届出義務の内容が異なります

注：届出に係る事項を変更する場合は、変更に係る行為に着手する30日前までに変更届を提出して下さい。

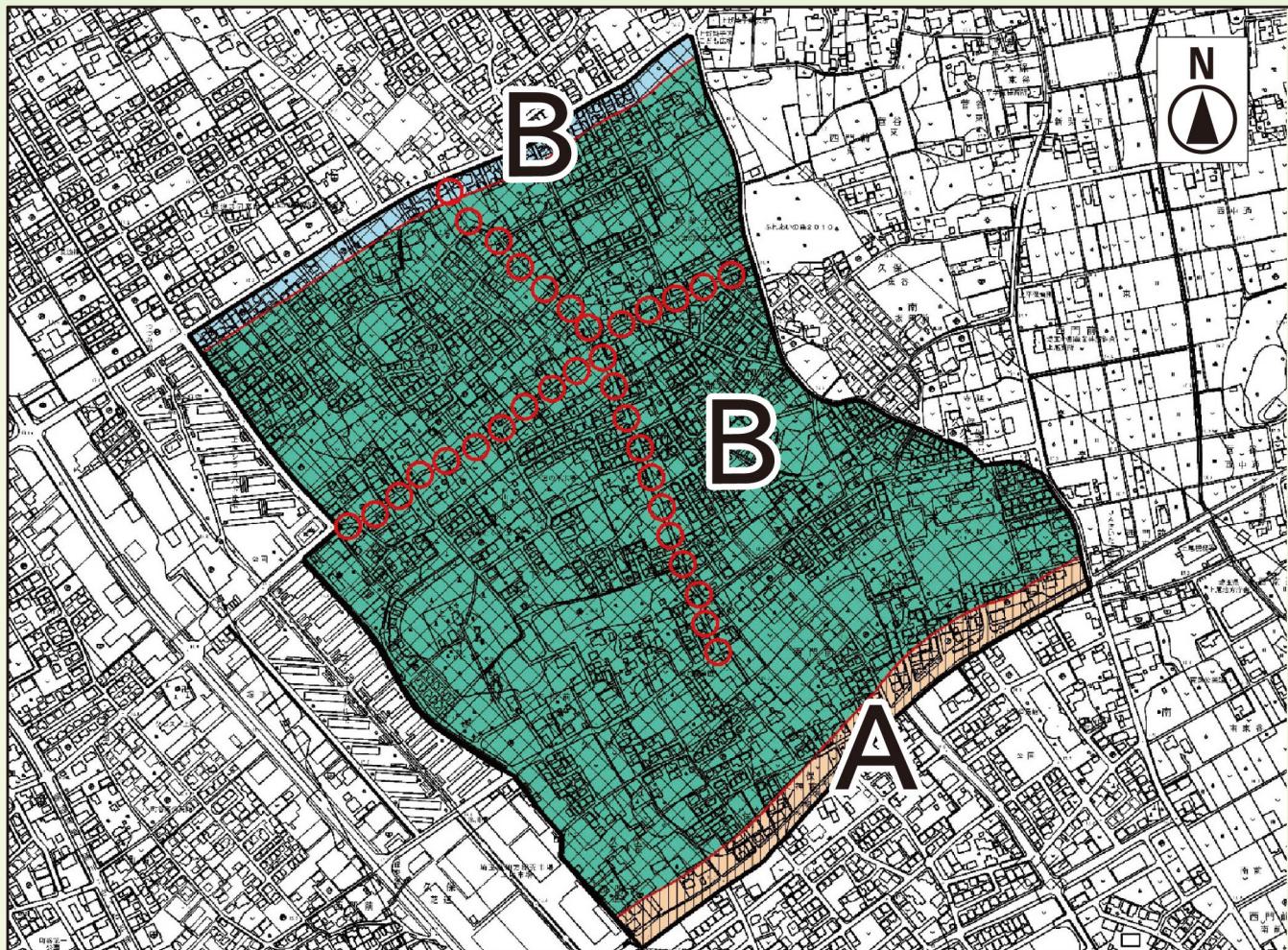
注：建築確認申請が必要な行為以外にも届出が義務づけられる行為がありますのでご注意下さい。

（届出をしなかった場合には罰則を受けることがあります。）





## 上平第二地区 地区計画 計画図



凡 例	
	地区計画区域界
	A 地区
	B 地区
	骨格道路
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第二種住居地域



発行／平成31年 4月  
上尾市都市整備部都市計画課

TEL: 048(775)5111 (代表)  
TEL: 048(775)7629 (直通)